

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 前文

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 前文

日本国憲法は、前文と本文の11章103条から成り立っています。これから、各章・各条文について説明・解説していきます。まず、前文からです。

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民の協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。→「第一段落」

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。→「第二段落」

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。→「第三段落」

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。→「第四段落」

概要説明

この前文には、どんな考えで、憲法が作られているのか、憲法の基本原則が記されています。各条文を考えるための手引となり、本文と共に憲法典の一部を構成します。

日本国憲法には、三大基本原則があります。それは、「国の政治のあり方を決める権限は、国民にあること（国民主権主義）、人間は生まれながらにして自由や権利を持ち、それは最大限に尊重されること（基本的人権の尊重）、軍備と戦争を放棄し、二度と過去の過ちを繰り返さないこと（永久平和主義）」の三点です。

この三原則のうち、前文には、国民主権主義と永久平和主義が特に宣言されています。

前文 第一段落の説明

「日本国民は、……これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」までが第一段落。

間接民主主義を規定している文言

◎ 『日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し』

◎ 『そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍に原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。』

簡潔に捉えると、国民が全ての内容について政治決定するのではなく、国民が選挙を通じて代表者に国政を信託して、それを受けて代表者（国会議員）が政治権力を行使して、その結果を国民が受取ることを言います。

内閣総理大臣（国家権力者）選出は

国民【主権者】による選挙(①のステップを主権の力を行使する)

① 国会議員になる（国会議員に立候補し、当選する）

② 国会議員が内閣総理大臣を国会議員の中から指名する

③ 天皇陛下から任命される

基本的人権について主張した記述

- ◎『わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、』
「恵沢というのは恵みということ。日本において人が自由に生きられる恵みを手に入れた」ということで、「基本的人権」について記述したと解釈されています。
基本的人権とは「人として大切に生きられること」、人間尊重を意味します。
- ◎『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、』
「政府の行為」によって、再び戦争は引き起こしません、ということを宣言しています。
平和主義の決意・宣言表明。（第二段落と同様）
- ◎『ここに主権が国民に存することを宣言し、』
「主権」とは、国の政治を最終的に決定する力のことを言い、この力は国民が持っているのだと宣言しています。つまり、「国民主権（主権在民）」のことを言っています。
- ◎『これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。』
これらの憲法の思想は絶対的なもので、これに反する別の憲法を作ってはいけなく、法令を作ってはいけなくと宣言しています。

前文 第二段落の説明

「日本国民は、恒久の平和を念願し……平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」までが第二段落。

第二段落は、段落全部を使って、平和主義について記述されています。

- ◎『日本国民は、恒久の平和を念願し、』
「恒久」というのは、「ずっと」ということ。「日本国民は永遠の平和を願っています」と言っています。
この文言は、「平和的生存権」の冒頭言葉で、第二段落の最後の文面「平和のうちに生存する権利を有することを確認する」に続きます。
- ◎『人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する』
「崇高」というのは別の言葉で言えば、「偉大」だということ。平和主義は偉大だということです。
- ◎『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。』
「公正」というのは、はっきりとして正しいという意味。「信義」とは、約束をきちんと果たすことを意味します。
日本国民の安全と生存は「平和を愛する“諸国民”」を信頼し保持しようと言っていますが、「諸国民」とは日本人のことではありません。日本以外の外国人のことです。日本の安全と生存は外国人を信頼して保持しようとしています。
自己決定が出来ない、他力本願で保持できるのでしょうか。
- ◎『われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。』
「専制」とは、物事を独断で政治をすること。「隷従」とは、言いなりになって従うことを言います。「専制と隷従」をセットで捉えれば、「独裁者に無理やり従うような社会」のことを指します。「圧迫」は強く押しつけること。「偏狭」とは、不寛容の意味で、つまり「宗教の違い、人種の違い、考え方の違い」を認め合わない社会のこと。で、これらを永遠に除去しようと努めている国際社会において、日本国民は名誉ある地位を占めたいと宣言しています。
- ◎『われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。』
「平和的生存権について記載しています。」

前文 第三段落の説明

- ◎『われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。』
「国際協調主義について記述してあります。国際協調主義とは、自国の利益ばかりを追求するのではなく、諸外国と友好的に協力し合いながら共存しようということです。」

前文 第四段落の説明

- ◎『日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う』
この第四段落は「日本国憲法の理念を守っていきますよ」という宣言です。

平和主義については、憲法 第9条「戦争の放棄」の条項と一緒に捉えると、より理解が深まると考えます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.